

◎新潟県告示第117号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南魚沼市大桑原398番1	田	697
南魚沼市大桑原399番1	田	673
南魚沼市大桑原400番1	田	685
南魚沼市大桑原403番1	田	568

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻	令和5年6月	5年	129,125 円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池 田 紀 夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第3号（令和5年1月13日発行）で告示したが、令和5年1月27日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局南魚沼支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。